

重要事項説明書

緊急時の連絡先 0865-69-6789

グループホーム
赤い屋根の家

法人概要

有限会社スマイル・タムが開設する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム赤い屋根の家）を笠岡市吉浜2485-5に設置します。

事業目的及び運営の方針

- (1) 「グループホーム赤い屋根の家」は共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

建物の概要

| | |
|------|---|
| 用途指定 | 第1種住宅地域 |
| 建物構造 | 鉄骨造 3階建て 耐火建築物 |
| 広 さ | 敷地面積 444.96 m ² 延床面積 202.43 m ² |
| 居 室 | 全個室 |

職員体制

| ユニット | 2F 花 | 3F 夢 | 職務内容 |
|---------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 職種 | | | |
| 管理者 | 1人 | | 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う |
| 介護支援専門員 | 1人 | | 介護計画の作成を担当する |
| 介護職員 | 常勤者5人以上 非常勤2人以上 | 常勤者5人以上 非常勤2人以上 | 身体介護を提供する 必要に応じて人員を補充する |
| 看護職員 | 1人 | | 入居者の健康管理を行う |

勤務時間について

- | | | | |
|--------------|---------------|-----------------|--------------|
| ① 8:00～17:00 | ② 10:00～19:00 | ③ 17:00～24:00 | ④ 0:00～ 9:00 |
| ⑤ 9:00～18:00 | ⑥ 9:00～17:00 | ⑦ 9:00～15:00 | ⑧ 9:00～16:00 |
| ⑨ 9:00～12:00 | ⑩ 9:00～14:00 | 夜間体制 19:00～8:00 | |

入居・退去に当たっての留意事項

- (1) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2以上の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす人とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。

- ③常時医療機関において治療する必要がないこと。
- (2) 入居後、利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- (3) 退去に際しては、利用者及び家族の意向も踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

緊急時等における対応方法

利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずると同時に家族に連絡する。その後、市町村へ事故報告書を提出する。連携医療機関として笠岡中央病院、おきとう歯科があります。

身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、「グループホーム赤い屋根の家運営規定 虐待防止に関する事項」に基づき、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する。

虐待防止に関する責任者： 管理者 平本幹子

損害賠償

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害を賠償します。

秘密保持

事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。ただし、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書作成において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

又退職した際にも機密保持義務は続くものとする。

非常災害対策

事業者は、防災訓練を年に2回以上、利用者と職員でおこなうものとする。又火災報知器、避難設備等非常災害に対する設備・備品を備えています。

定員

1ユニットにつき9名（2ユニット：18名）

対象者

65歳以上で介護保険の要支援2以上の認定者

利用料金

- (1) 介護保険利用者は介護報酬告示上の額とする。ただしサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。サービスの利用料金については【別紙1】とする

次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

入居時一時金 10万円（退所の際の償却率は次のとおりとします。）

6ヶ月未満：50%償却 6ヶ月～1年6ヶ月未満：70%償却

1年6ヶ月～2年未満：90%償却 2年以上：全額償却

その他利用状況により、設備等の負担額は異なります。

- ① 居室使用料 1500円/日
- ② 食材費 1600円/日（朝食350円 昼食600円 夕食500円 おやつ150円）
- ③ 水道、光熱費 800円/日
- ④ 共益費 600円/日
- ⑤ 持ち込み電化製品の電気代 1点につき30円/日
（テレビ・電気毛布・電気あんか・加湿器等）
- ⑥ おむつ代・他 実費（別紙2による）

- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払いに同意する旨の文書に利用者に署名を受けることとする。
- (3) 外泊による食材費の支払いは、外泊日より3日前までに連絡のあった場合は徴収しない。
- (4) 入院中の利用料は翌月の請求時に食事代のみを返金とする。
- (5) 月の中途における入居又は退去においては日割り計算とする。
- (6) 協力医療機関以外の通院介助費(保険対象外)※基本的にはご家族様での対応をお願いしておりますが、やむを得ず対応ができない場合、ご家族の要請でスタッフが同行します。
①スタッフが同行し施設の車を使用した場合1時間 1,500円 ②スタッフが2名同行し施設の車を使用した場合1時間 2,500円 ③ご家族の車でスタッフが同行した場合1時間 1,000円
- (7) 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

その他運営に関する重要事項

事業者は、サービスの質の自己評価及び外部評価の結果を公表する。運営推進会議を設置し地域との連携を行う。

苦情処理

苦情に対し、アンケート箱を設置するとともに相談窓口を設けています。

- ・ 苦情窓口：グループホーム赤い屋根の家
0865-69-6789(代)
0865-69-6790 2F 花
0865-69-6699 3F 夢
- ・ 苦情担当相談員 グループホーム赤い屋根の家
平本 幹子
- ・ 苦情窓口：岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811
笠岡市長寿支援課 0865-69-2139

苦情が発生しないよう常日頃から十分配慮するとともに発生時には速やかに改善します。

附則
この規程はH13年6月1日から施行する。
改訂 R7年12月1日

同意書

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたって重要事項を説明しました。

岡山県笠岡市吉浜2485-5
グループホーム 赤い屋根の家
説明者 職名 _____ 氏名 _____

利用料金等すべての項目を確認し
この重要事項において同意します。

住所 _____
氏名 _____

住所 _____
代筆者氏名 _____

苦情に対する措置の概要

グループホーム 赤い屋根の家

平成30年2月

施設名および事業所名 グループホーム赤い屋根の家

施設が行う事業の種類 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

措置の概要

1 苦情に対する窓口および相談業務担当職員の設置

・ 苦情窓口 グループホーム 赤い屋根の家

電話 0865-69-6789(代)

0865-69-6790 2F 花

0865-69-6699 3F 夢

担当者 管理者 平本 幹子

・ 苦情窓口：岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

笠岡市長寿支援課 0865-69-2139

2 苦情処理対応について

- ① 苦情を受けた各担当者が苦情処理台帳に記載する。
- ② 苦情について事実確認を行う。
- ③ 必要に応じて会議を開き、処理方法を決定する。
- ④ 必要に応じて、処理について関係各機関との連携を行う。
- ⑤ 処理方法について利用者に確認を行う。
- ⑥ できるだけ速やかに処理を行う。
- ⑦ 処理結果を報告する。
- ⑧ 以上の過程を台帳に記載する。

3 その他

苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

個人情報利用同意書

グループホーム 赤い屋根の家 殿

私（利用者）は、サービス担当者会議等の正当な理由がある場合において、私及び私の家族に関する個人情報を利用することに同意します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

家 族 住所 _____

氏名 _____

(続柄) _____

個別の取扱いとして、以下を申し添えます。

・ 写真等のホームページ・新聞等への掲載
(同意する ・ 同意しない)